

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 3 号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等
の一部を改正する条例

(天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 20 年 9 月天理市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「100 分の 172.5」と」の次に「、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」と」を加える。

第 2 条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」と、「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年 7 月天理市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「100 分の 172.5」と」の次に「、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」と」を加える。

第 4 条 天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」と、「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

附則第 5 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の172.5」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とを加える。

第6条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附則第6項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）、第3条の規定による改正後の天理市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第3条の規定による改正前の天理市特別職の職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。